

総務委員会資料
[総務部]
令和8年8月24日

《報告事項》

1. 令和8年熊本地震に係る島根県の対応状況について【総務課】…………… 1
2. 第6期島根県竹島問題研究会の設置について【総務課】…………… 2
3. 元知事公舎の売却について【管財課】…………… 3
4. 中東情勢の変化等を踏まえた建設事業の予算上の対応等について【営繕課】…………… 4

令和8年熊本地震に係る島根県の対応状況について（総務部）

（令和8年8月21日12時現在）

項目	内容等	対応状況
応急対策 職員の 派遣	総務省からの要請に基づき、島根県から応援職員を派遣する。 1. 派遣先 熊本県氷川町 2. 派遣内容 罹災証明書発行業務等 3. 派遣期間 8月4日（火）～ 4. 派遣職員数 1班は県職員11名を派遣。2班目以降は県職員5名、市町村職員5名の派遣を予定 （予備費：14,366千円）	【派遣の状況（班員構成）】 第1班 8/4～8/8 （島根県11名） 第2班 8/9～8/13 （島根県6名、市町村5名） 第3班 8/14～8/18 （島根県6名、市町村5名） 第4班 8/19～8/23 （島根県6名、市町村5名）
被災生徒 に対する 就学支援	令和8年熊本地震による被災地域の生徒が島根県内の私立高等学校への入学又は転入学をする場合に、経費の負担軽減等を図るため授業料減免等を補助する。 1. 対象者 （1）住んでいた住宅が全壊又は半壊等の被害により、居住できなくなった者 （2）在籍していた又は進学予定の高等学校等が被害を受け、通学が困難な者 2. 支援内容 入学検定料、入学料、授業料、寮費、学用品費、PTA会費などの経費について補助 （予備費：1,069千円）	問い合わせ なし
県税の 特例	事業用資産に損害を受けた場合等、一定の要件を満たすときには、申請により下記の県税の特例制度が適用されるため、県HPで制度の概要及び県税の相談窓口を周知。 1. 申告期限及び納期限の延長等 申告書、申請書などの提出又は納付（納入）の期限が、災害のやんだ日から2月以内を限度として延長 2. 納税の猶予 納税者又は特別徴収義務者の方が、被災されたために県税を一時に納付又は納入することができないと認められるときは、原則1年間を限度として納税を猶予 3. 減免 法人の県民税、法人の事業税、個人の事業税及び自動車税等について、損害の程度等に応じ減免 （予備費：なし）	問い合わせ なし

第6期島根県竹島問題研究会の設置について

1. 目的

竹島問題に関する客観的な研究を深め、国民世論啓発に資するため、第6期島根県竹島問題研究会を設置する。

2. 委員

- (1) 委員数 14名（第5期の委員全員が継続就任）
- (2) 座長：下條正男氏、副座長：佐々木 茂氏（第5期と同じ）

阿川 美和	雲南市立吉田中学校 校長
井手 弘人	長崎大学教育学部 准教授
伊藤 尚史	島根県立大社高等学校 校長
伊藤由実子	島根県教育庁学校教育課 企画幹
植田 道	安来市立飯梨小学校 校長
内田 文恵	元松江市歴史まちづくり部資料編纂課 主任編纂官
佐々木 茂	島根県竹島問題研究顧問、松徳学院高等学校 講師
下條 正男	島根県竹島問題研究特別顧問、島根県立大学 客員教授
塚本 孝	島根県竹島問題研究顧問、元東海大学法学部 教授
永島 広紀	九州大学韓国研究センター 教授
中野 徹也	関西大学法学部 教授
藤井 賢二	島根県竹島問題研究顧問
升田 優	島根県竹島問題研究顧問
松浦 正伸	福山市立大学 准教授

3. 研究内容

- (1) 竹島問題に関する客観的な研究
 - ① 韓国側が主張する事項に関する研究
 - ② 史実や資料に基づく研究の強化
- (2) 竹島学習の推進のための検討
 - ① 教育現場での竹島学習状況の把握
 - ② 上記を踏まえた指導手法などの検討
 - 検討にあたっては「学校教育分科会」を設置
- (3) 竹島問題の啓発
 - ① 啓発資料の作成

4. スケジュール

設置期間は令和8年7月～令和11年3月、研究会は8回程度開催予定

令和8年7月30日(木)	第1回研究会
12月頃	第2回研究会
令和10年3月	中間報告書の作成
令和11年3月	最終報告書の作成

元知事公舎の売却について

前回の総務委員会で後日報告としていた内容について、売却条件が決まったので報告する。

1 売却方法

条件付き一般競争入札

- 【条件】
- (1) 物件利用の条件（用途制限）
 - (2) 所有権移転等の制限
 - (3) 周辺環境への配慮
 - (4) 地域活動への協力（努力義務）
- ※入札参加条件審査委員会で検討（7月3日）

【最低入札額】 400,700,000円

2 地元説明

- ・令和8年7月29日～8月4日にかけて元知事公舎が所在する町内会長及び隣接する町内会長に説明（北堀3区～5区町内）
- ・説明内容は、売却方針、売却方法、売却条件及び今後のスケジュール
- ・地元からの売却条件に関する意見、要望はなし

3 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|------------|----------------------------------|
| 9月中旬 | 売却入札公告 |
| 11月上旬～中旬 | 入札参加〆切
(入札参加条件審査委員会にて入札参加者決定) |
| 12月下旬 | 入札・開札 |
| 12月下旬～1月中旬 | 売買仮契約締結 |
| 2月中旬～3月中旬 | 議会上程・議決 |
| 3月下旬 | 契約保証金納入確認後本契約締結 |
| 4月上旬 | 収入調定、残代金納入書送付 |
| 4月上旬～5月下旬 | 代金納入、引渡し（所有権移転） |

中東情勢の変化等を踏まえた建設事業の予算上の対応等について

— 令和8年6月25日の総務委員会で報告後の現況 —

1. 資材調達の状況

中東情勢の変化等の影響により、石油やナフサを原料とする資材が不足するなどの状況が生じており、県が実施する土木工事、営繕工事に必要な資材の供給が制限される、価格が高騰するなどの支障が生じている。

【主な資材の調達状況】

種類	概況
アスファルト合材	4月に2～3千円/ t の値上げ。
塗料、塗料用シンナー	調達は可能となったが、買い占め防止のため、購入方法は塗料とシンナーのセット販売のみに限定。工期内での必要量の確保は可能。
断熱材、軽量盛土用発泡ウレタン	断熱材について、調達は可能となったが、一部の製品は出荷制限が継続。工期内での必要量の確保は可能。
硬質ポリ塩化ビニル管類	調達は可能となったが、一部の製品は出荷制限が継続。工期内での必要量の確保は可能。
防水材	調達は可能となったが、資材の納入時期が不確定かつ少量販売により、工期内での必要量の確保が困難。

2. 建設事業の実施における対応状況

(1) 今後発注する予定の工事

- ・ 塗料、シンナーが主となる外壁改修工事については、工事内容を見直して発注する。
- ・ 防水材が主となる屋上防水改修工事については、流通状況が回復するまで発注見合わせ。

【発注見合せ件数、金額】

	本庁発注	地方機関発注
5月19日時点	12件 (10.6億円)	10件 (1.9億円)
6月25日時点	11件 (9.6億円)	10件 (1.9億円)
8月24日時点	8件 (7.1億円)	5件 (1.1億円)

注：本庁発注の3件及び地方機関発注の5件は、工事内容を見直して発注できる見込

(2) 建築関係団体等との調整

- ・ 県内各地域の建築関係団体等に対して4月以降随時ヒアリングを実施。
- ・ 4月末時点で、各団体から、「資材の調達が困難となっており、現時点で発注されても受注が困難」、「工期内の必要量の確保について見通しが立たない」といった回答があったことから、発注を見合わせていた。
- ・ 7月以降、資材によっては、品薄・供給不安定な状況が改善される見通しとなったことを受けて、各団体から、「受注できる体制が整ったので、発注してほしい」、「発注してもらえらるなら、受注に向けて努力する」といった意見が出始めた。
- ・ 県として、引き続き資材の流通状況をこまめに確認することにより、刻々と変化する調達具合の把握に努める。
- ・ そのうえで、工事内容を細分化すること等により発注が見込める場合は、工事内容を見直し、できるだけ発注していく。